

答 申

第1 審査会の結論

田川市長（以下「実施機関」という。）が平成30年11月29日付けで行った情報非開示決定処分（以下「本件処分」という。）において非開示とした情報のうち、別表の「開示妥当と判断した部分」は、開示すべきである。また、電磁的記録を管理していた平成26年度、平成27年度、平成28年度の調査票に記載された情報を対象情報として特定した上で、改めて開示非開示の判断を本答申の趣旨に従って行うべきである。

第2 審査請求に係る対象情報の開示決定状況

実施機関は、審査請求に係る対象情報（以下「本件対象情報」という。）が、田川市情報公開条例（平成4年条例第1号。以下「条例」という。）第10条第1項第4号エに該当するとして、条例第7条第1項の規定により、本件処分を行った。

第3 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成30年11月21日付けで、実施機関に対し、条例第6条の規定により、本件情報に関する開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、平成30年11月29日付けで、本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、平成31年2月28日付けで、本件処分を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、令和元年6月3日付けで、当審議会に諮問した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求書から、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件対象情報を開示することで、市民生活の安全と秩序の維持に、名目的なものではなく実質的な支障が生じるとは認められず、また、田川市に対する地域的な偏

見や社会的差別を助長する単なる可能性があるだけでなく、支障が起こり得ることが具体的明らかであるおそれも認められない。

- (2) 田川市において、ドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）に係るアンケート結果、子どもの貧困に関する指標、生活保護率等が公表されており、これらが非開示情報に該当しないことから、本件対象情報が非開示情報に該当すると認められる事実は認められない。

2 実施機関の主張の要旨

弁明書及び本件処分を行った実施機関の職員による説明から、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件対象情報を開示すれば、他の自治体の支援措置数と比較され、このことから社会的差別を助長するような結果が生じるおそれがある。
- (2) DVに係るアンケート結果については回答があったものを取りまとめた単なる数値であり、子どもの貧困に関する指標、生活保護率等については一定の基準により実施されるものである、これらに対し、本件対象情報は、具体的に被害を受けた方の申出に基づき相談機関が認めた場合において実施されたものであり、具体的な被害の存在という点でその性格を異にするものである。

第5 審議会の判断

1 本件対象情報について

本件対象情報は、平成26年度から平成29年度までのDV等支援措置に係る対応状況調査の支援措置対象者数である。本件処分においては、平成29年度の調査票に記載された情報のみを対象情報として特定していたが、審議会における実施機関職員の説明において、平成26年度、平成27年度、平成28年度の調査票を電磁的記録として管理していることが確認された。開示請求の対象となる「情報」を定義する条例第2条第2号は、「電磁的記録」を含めていることから、これらを対象情報として特定した上で、改めて開示非開示の決定を行う必要がある。その際、非開示情報該当性に関して、以下に述べる本答申の趣旨に沿った形で行うことを求めるものである。

2 条例第10条第1項第4号エの該当性について

条例第10条第1項第4号エにより「開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他市民生活の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるもの」は非

開示情報とされている。実施機関は、「本件対象情報を開示することにより、社会的差別を助長するような結果が生じるおそれがある」と主張するが、本件に係る情報開示請求は、田川市全体としての件数であり、本件対象情報におけるその該当部分を開示しても、市民生活の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれ又は具体的な偏見、差別等を助長するおそれに繋がるとは判断しがたく、開示すべきである。

ただし、本件対象情報のうち比較的少ない件数を記載している部分については個別事例の特定に繋がるおそれがあり、そのことによって特定の個人が識別され、又は識別され得るものと判断されるため、非開示とすることが適当である。

3 まとめ

以上のことから、本書の第1に記載のとおり答申する。

令和元年8月29日

田川市情報公開・個人情報保護審議会

会長 森 脇 敦 史

委員 松 本 幸 太

委員 柳 井 妙 子

委員 佐 藤 利 幸

委員 鶴 田 真理子

別表

開示妥当と判断した部分

平成29年度 本件対象情報	表題
	表題の下の文言
	表題右下の4段の表
	表題の下5行目
	表題の下6行目からの3段の表（以下「上段の表」という。）
	上段の表の下の1行
	上段の表の下2行目からの3段の表（以下「下段の表」という。）のうち1段目
	下段の表の2段目のうち左から1枠分及び右から2枠分
	下段の表の3段目のうち左から1枠分及び右から2枠分